

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	新美香保体育館整備に係る既存設備影響検討業務
発 注 課	スポーツ部施設整備担当課
選 定 事 業 者	株式会社日本設計札幌支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、過年度に実施した「新美香保体育館整備基本計画策定支援業務」及び「新美香保体育館整備基本計画策定支援追加検討業務」（以下、合せて「過年度業務」という。）にて検討したモデルプランを基に、新美香保体育館整備が建設候補地の既存施設及び設備に与える影響を調査し、改修方針等を作成するものである。 改修方針等の作成は、過年度業務で得られた成果を基に行われるものであり、本業務を的確かつ円滑に遂行するためには、同種業務の業務経験を有することはもとより、新美香保体育館の整備方針及び法律等の諸条件を熟知していることが必要不可欠である。また、本業務で得られた成果品は、今年度検討する新美香保体育館建設に係る要求水準書作成の基礎資料として活用するものである。 上記業者は、過年度業務において再委託業者として施設計画の検討を行い、関係機関との協議においては中心となって実務を担った業者である。そのため、過年度業務の成果内容を熟知していることから、本業務を的確かつ円滑に遂行でき、履行品質の確保が期待できる。 さらに、上記業者が本業務を行う場合、これまでの知見やノウハウを継続して活用することで、前提条件整理等の労力や時間を大幅に短縮することができ、経費削減及び履行期間の短縮が図られることから、競争に付すよりも有利である。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとしたい。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決 定 日	令和6年5月20日